

## 入札金額内訳書の経過措置終了について（お知らせ）

すべての公共工事の入札において、入札の際に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出と発注者による適切な確認が法律で義務付けられ、佐伯市においても平成27年4月より内訳書の提出を求めてきました。

市発注工事における指名競争入札は、経過措置として内訳書に不備があった場合、入札無効とする規定を適用しないこととしていましたが、平成29年10月1日以後に通知する入札から内訳書が無効事項に該当した場合は、入札無効となりますのでお知らせします。

### 【適用時期】

平成29年10月1日以後に通知する工事から適用

### 【入札の無効】

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効となります。

- (1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合
- (2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格が一致しない場合
- (3) 内訳書の入札参加者名及び工事名の欄に記載がない場合
- (4) 内訳書の入札参加者名及び工事名に誤りがあるため、当該工事に係る内訳書であると特定することが困難な場合